

山武市 施設等利用給付認定 申請案内

(新制度未移行幼稚園)

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

新制度未移行幼稚園を利用される方が無償化の給付を受けるためには、「施設等利用給付認定」の申請が**必要**です。

この案内には新制度未移行幼稚園を利用される方向けに、山武市における給付認定申請に関する手続きや必要書類等について記載していますので、内容をご確認のうえ申請をしてください。

1 対象となる方

山武市から「施設等利用給付認定」を受けた、満3歳児から5歳児まで（3歳になった日から小学校入学前）のすべての子どもが、幼児教育・保育の無償化の対象となります。

なお、「保育の必要性の認定」を受けた、3歳児から5歳児まで（3歳になった後の最初の4月以降小学校入学前）のすべての子ども、もしくは満3歳児の市民税非課税世帯の子どもは、幼稚園で実施する預かり保育の利用料についても無償化の対象となります。

【幼児教育・保育の無償化の対象範囲】

子どもの歳児区分	新制度未移行幼稚園	預かり保育
3歳児～5歳児	対象 上限月額 25,700円	対象(※) 上限月額 11,300円
満3歳児	対象 上限月額 25,700円	対象外
市民税非課税世帯の満3歳児	対象 上限月額 25,700円	対象(※) 上限月額 16,300円

(※無償化にあたり保育の必要性の認定が必要です)

2 認定申請の手続き

新制度未移行幼稚園を利用する方が幼児教育・保育の無償化にかかる給付（「施設等利用給付」といいます）を受けるためには、保護者が山武市から「施設等利用認定」を受ける必要がありますので、市に申請書類を提出してください。受け付けた申請については、市が原則として30日以内にその結果を認定決定通知書にて通知します。

(1) 認定区分

「預かり保育」の利用希望によって、申請する認定区分が変わります。

園で実施している「預かり保育」を利用しない方は、**区分イ「法30条の4 1号認定」**を、預かり保育を利用する方は**区分エ「法30条の4 2号認定/3号認定」**を受ける必要があります。

	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法19条 1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法30条の4 1号認定	施設等利用給付認定	なし
ウ	法19条 2号認定/3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法30条の4 2号認定/3号認定	施設等利用給付認定	あり

※預かり保育を利用する場合で、施設等利用給付を受けるには、次の「(2) 保育の必要性の認定」が必要です。

(2) 保育の必要性の認定

次に掲げる保育を必要とする事由のいずれかに保護者が該当すること。

保育を必要とする事由	内 容	給付認定の有効期間
i 就労	<u>月64時間以上の就労</u> をしていること。	就労が続いている期間
ii 妊娠・出産	<u>出産予定月を中心に前後2か月の計5ヶ月間の期間</u> にあること。	出産予定月を中心に前後2か月の <u>計5か月以内</u>
iii 疾病・障害	<u>病気や怪我</u> のため、または精神や身体に <u>障害</u> があること。	完治等により事由が解消した日が属する月の末日まで
iv 介護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時 <u>介護又は看護</u> していること。	介護・看護を継続している期間
v 災害復旧	震災、風水害、火災その他の <u>災害の復旧</u> に当たっていること。	災害復旧に従事している期間
vi 求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。	利用予定日から起算して <u>90日が経過する日が属する月の末日まで</u>
vii 就学	学校教育法に規定された <u>学校等に在学</u> しているか、公共職業能力開発施設等において <u>職業訓練</u> を受けていること。	卒業（修了）予定日が属する月の末日まで
viii 虐待・DV	児童虐待からの保護又はDV被害による保育困難の理由により、認可外保育施設等を利用することが必要と認められること。	必要と認められる期間
ix 育児休業	<u>育児休業</u> をするに当たって、既に認可外保育施設等を利用している兄弟姉妹が、引き続き利用することが必要と認められること。	育児休業が終了する日まで
x その他	その他児童が認可外保育施設等を利用することが必要と認められること。	必要と認められる期間

3 申請に必要な書類

(1) 預かり保育を利用しない場合

必要な書類	注意点
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第1号)	<u>(法第30条の4第1号)</u> 用の申請書を提出してください。

(2) 預かり保育を利用する場合

必要な書類	注意点
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4第2号・第3号)	<u>(法第30条の4第2号・第3号)</u> 用の申請書を提出してください。
保育を必要とすることを証明する書類 (※)	次の(3)の表をご確認のうえ、必要な書類を用意してください。

(※) お子様の保護者の他に、同居している 65 歳未満の祖父母等がいる場合は、同様に、下表に記載の書類をご用意ください。なお、**世帯分離していても、65 歳未満の祖父母等親族の方が同一敷地内にお住まいの場合は、書類の提出が必要**になりますので、子育て支援課にご確認ください。

(3) 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする具体的な状況		証明書・申立書	添付書類等 ※注意事項に記載がない場合、いずれかを添付	注意事項
i	会社員、派遣社員、公務員、パート、アルバイト等給与所得の方（単身赴任の方も含む）	就労（内定）証明書		就労先で漏れなく証明していただくください。
	自営業（個人事業主）、事業の専従者等、事業所得、農業所得の方、（農林水畜産業を営んでいる方も含む）	自営業等就労状況申立書	事業の確定申告書控え（税務署收受印あり）・個人事業の開業届/営業許可証/法人登記簿/事業内容の分かるもの又は取引明細書	専従者の方は、確定申告第二表の事業専従者に関する事項の欄に氏名が記入されていることも可。
	内職に従事する者	就労（内定）証明書		就労先で漏れなく証明していただくください。
	就労が内定している者	就労（内定）証明書		内定先で漏れなく証明していただくください。
ii	妊娠中・出産後の方		母子健康手帳の保護者氏名欄と出産予定日がわかるページの写し	
iii	病気または怪我をしている方		主治医の意見書（①保護者等疾病）	山武市の様式と同様の記載がある医師の診断書であれば可。
	障害者手帳等の所持者		身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳	手帳所持者と同程度とされた医師の診断書であれば可。
iv	同居する親族を介護・看護している方		主治医の意見書（②保護者等介護看護付添）/介護認定証/身体障害者手帳/精神障害保健福祉手帳/療育手帳	山武市の様式と同様の記載がある医師の診断書であれば可。
v	災害等の復旧にあたっている方		罹災証明書/被災証明書	
vi	求職活動に専念している方 起業準備をしている方	求職活動申立書	ハローワーク登録証（ハローワークに通っている場合には添付）	内定先で就労証明書を記入いただける場合には求職活動申立書の提出は不要。
vii	学校で修学している方 職業訓練校に在籍している方		①在学、在校証明書 ②カリキュラム、時間割表等、授業時間が確認できるもの	<u>左記の 2 点を提出願います。</u>
viii	児童虐待又は DV 被害の理由により必要と認められる場合	保育理由申立書		行政機関の依頼に基づきます。
ix	育児休業を取得している利用継続の方	①育児休業における保育継続申請書 ②就労（内定）証明書		<u>左記の 2 点を提出願います。</u> なお、就労（内定）証明書には育児休業期間の記入が必要。
x	その他市長が特に保育が必要な状態であると認める場合	保育理由申立書		

* 証明書等の提出がない場合には、求職中と同等の取扱いとなります。（認定期間が 3 か月）

* 保育の必要性の確認は保護者のみが対象となります。

(4) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類

保護者が以下の状況に当てはまる場合は、父母それぞれについて、下記の書類を提出してください（ひとり親世帯の場合を除く。）。

証明書類については、自治体により名称が異なりますので注意してください。

該当世帯	必要な書類
<p>本年1月1日現在<u>山武市以外</u>に住所があった世帯</p> <p>・本年1月2日以降に山武市に転入された方 ・単身赴任等で保護者の住民票が山武市にな い方 等</p>	<p>下記の書類のいずれか1点（コピー可）</p> <p>① 会社員など、給与から市民税・県民税が天引きされて いる方 「本年度給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の 決定通知書」（勤務先から配布されるもの）</p> <p>② 自営業等、市町村が発行する納税通知書で市民税・県 民税を納めている方 「本年度市民税・県民税納税通知書の<u>税額等の明細がわ かるページ</u>」</p> <p>③ ①②がない方 本年1月1日現在で住民登録していた市町村が発行する 「本年度課税（非課税）証明書（<u>所得控除額が記載され ているもの</u>）」</p>
<p>本年中に海外勤務期間がある方</p>	<p>本年中の海外勤務期間中の所得額・控除額等が分かる書類 (会社からの給与支払証明書等) ※ 国内での所得があった場合、その所得についての書類も提出してください。</p>

【申請に当たっての注意点】

- ◎ 提出された書類で内容の確認がとれない場合や疑義がある場合は、追加資料の提出をお願いしたり、勤務先等への電話による調査、子育て支援課での実地調査を行ったりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 申込み時に提出された書類については、お返しできませんのでご了承ください。
- ◎ 提出された書類の内容と事実が異なる場合、認定を取り消すことがあります。

4 幼児教育・保育の無償化にかかる給付【施設等利用給付】について

(1) 施設等利用給付の対象および支給限度額について

幼児教育・保育の無償化の対象となるのは、入園料および保育料に限ります。

行事参加費、食材料費、通園送迎費等、実費として徴収される費用は給付対象となりません。

月当たり上限 25,700 円までの利用料が給付額となります。

(2) 施設等利用給付の請求について

施設等利用給付を受けるためには、別途、**給付申請が必要**です。園が発行する「領収証」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」を添付して、給付申請書を山武市役所へ提出してください。山武市が申請書類を審査後、保護者名義の口座へ支給します。なお、請求書は四半期ごとに提出してください。

給付申請の手続の詳細については、別途、通知します。

※ 4～6月の利用：7月に請求、7～9月の利用：10月に請求 10～12月の利用：1月に請求、1～3月の利用：4月に請求

5 預かり保育について

幼稚園の中には、通常の利用時間の前後に在園児を対象に「預かり保育」を実施している園があります。保護者の就労などや急な用事の場合に利用することができます。「預かり保育」の実施状況は園によって異なるため、利用方法や料金は各園にお問い合わせください。

幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性の基準を満たす方で、幼稚園が実施する預かり保育を利用した場合は「子育てのための施設等利用給付」を受けることで、実質保護者の負担がなくなります。

(1) 施設等利用給付の対象となる利用および支給限度額について

保育の必要性の認定を受けた3歳児から5歳児の子どもが、幼稚園が実施する預かり保育を利用した場合には、施設等利用給付を受けることができます。給付額は、1日あたり450円、月額では11,300円が上限となります。ただし、預かり保育の保育料が上限額を下回る場合は、保育料が支給限度額となります。

また、満3歳児のお子さんの場合の支給額は、1日あたり450円、月額では16,300円が上限となります。

(2) 施設等利用給付の請求について

預かり保育料分の施設等利用給付を受けるためには、別途、給付申請が必要です。園が発行する預かり保育料にかかる領収書などを添付して、給付申請書を山武市役所へ提出してください。山武市が申請書類を審査後、保護者名義の口座へ支給します。なお、請求書は四半期ごとに提出してください。

給付申請の手続の詳細については、別途、通知します。

※ 4～6月の利用：7月に請求、7～9月の利用：10月に請求 10～12月の利用：1月に請求、1～3月の利用：4月に請求

6 こんなときは必ず申請してください

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を市に提出し、認定変更などの申請・届出を行ってください。

主な変更の内容	提出書類	
	施設等利用給付認定変更届	その他必要な書類
施設等の利用をやめる	-	認定取消申請書
山武市外に転居する	-	認定取消申請書
山武市内で転居した	○	
家庭の状況が変わった (同居・別居・転居・出産・離婚・結婚等)		
【預かり保育利用の場合】仕事をやめた	○	就業(予定)証明書
【預かり保育利用の場合】就労状況が変わった (勤務時間、通勤時間、夜勤、単身赴任の有無が変わった、仕事を始めた、仕事が変わったなど)		
【預かり保育利用の場合】保護者が妊娠した		
【預かり保育利用の場合】 出産後、育児休業を取得するが、施設等の利用を継続する	○	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩(出産)予定日が確認できる部分 就労証明書(育児休業期間が記載されたもの) 育児休業における保育継続新申請書 ※施設利用中のお子様は、育児休業中は継続して無償化の対象となります。
市民税非課税世帯ではなくなった(満3歳児のみ)	-	認定取消申請書
その他家庭の状況に変化があった	○	変更内容が分かる資料

7 認定開始後の確認事項(現況届出書について)

次年度も引き続き認可外保育施設等を利用し、施設等利用給付を受ける方は、毎年2～3月ごろに保育を必要とする事由の確認のため、「現況届出書」と保育を必要とすることを証明する書類の提出が必要です。提出がない場合や保育の必要性を確認できない場合、施設等利用給付を受けられなくなることがあります。山武市から書類をお送りしますので、必ず提出してください。



山武市 保健福祉部 子育て支援課 幼保こども園係

〒289-1392 千葉県山武市殿台 296 番地

TEL 0475-80-2632

FAX 0475-80-2650

E-mail kosodatechien@city.sammug.jp

山武市ホームページ <http://www.city.sammug.jp/>

※ 受付時間 8:30～17:15 (土日祝日・年末年始を除く。)



山武市マスコットキャラクター
SUNMUSHIKUN